

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

開 議

日程第 1 議案第 4 6 号 市町の境界変更について外 1 1 件

○町田義昭議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、4日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、請願第3号に賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、議案1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○町田義昭議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

○町田義昭議長 日程第1、議案第46号 市町の境界変更についてから、日程第12、議案第54号 平成22年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号までの12件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信総務・文教常任委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成22年第3回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案6件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第46号 市町の境界変更について、議案第47号 字の区域及び名称の変更について、議案第48号 字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

議案第46号は、長井市市庭地内における県営豊里地区経営体育成基盤整備事業に伴い、隣接する西置賜郡飯豊町との従来の区域が変更され境界が不明確となったので、整備後の区画に合

わせて市町の境界を変更するため、議案第47号、第48号は、土地改良法に基づく圃場整備事業実施区域と隣接する区域の字の区域及び名称の変更を要するため提案されたものであります。

なお、本議案3件については、関連があることから一括して審査を行ったところです。

審査に際し、総務課長から、このたびの境界変更による面積の増減、人口の移動、選挙区の変更はなく、県知事への申請、県議会の議決を経て総務大臣に申請し、来年1月下旬から2月に総務大臣告示となり完了するとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、以前の飯豊町との境界は何をもとに境界としていたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、水路あるいは道路で明確に分けられていた部分もあるが、原野に境界が引かれているところもあったとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第46号、第47号、第48号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 学校事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市立中学校における事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、管理課長から、損害賠償請求者の氏名及び住所については、学生であることや障害が残ること等により人道的配慮が必要と感じ、匿名表記にしたとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、この議案についての新聞報道があったが、教育委員会に取材があったのかとの質疑がなされ、管理課長からは、市長の記者説明会で議案の説明があり、補足として教育委員会に問い合わせがあった。匿名表記で個人が特定されないようお願いしたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、示談交渉の経緯と内容、医療費の支払い状況について質疑がなされ、管理課長からは、示談交渉は自動車免許取得後に応じたいという申し入れがあり、ことしの3月に取得したため示談交渉を進め、円満に解決した。医療費は日本スポーツ振興センターの保険から随時支払われていたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この事故では学校のどういった管理上の問題があったのか、再発を防止するためどのような策を講じているのかとの質疑がなされ、管理課長からは、部活動中の事故であり、全体的な管理責任があり賠償については誠意を持って取り組んできた。再発防止のため、事故の原因となったネットのワイヤを鋼鉄製のものから化学繊維製のものに変えたとの答弁を受け、教育長からは、学校の安全点検体制についても複数の目で見るとマンネリ化しないよう工夫している。また、体育用具等の使い方について再度、生徒、顧問等に確認するよう各学校に指導していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、議案第49号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案は、仕事と家庭の両立支援策を充実するため、議案第50号は人事院規則等が改正されたことに伴い、議案第51号は地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

なお、本議案2件については、関連があることから一括して審査を行ったところです。

審査に際し、総務課長から、急速な少子化に

対応するため、家族を構成する男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するためのものであるとの説明を受けたところでありませ

す。採決の結果、議案第50号及び第51号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度拡充、30人以下学級実現、教員賃金改善、に係る意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、山形県教職員組合置賜地区支部支部長、赤間和広氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であるが、日本のGDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で下位に位置し、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

また、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

教育職員に人材を確保するために、教育職員の給与については一般の公務員の給与水準に比較して優遇されなければならないと法律で規定されているが、超勤時間も含めた1時間当たりの給与額は逆に13%下回っており、教員の大量採用時代を迎え、人材確保に支障が懸念される。

将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であり、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。学級規模をOECD諸国並みの豊かな教育環境

に整備するため、30人以下とすること。教育職員の人材を確保するため給与改善を行うこと。当面、超勤分に見合う給料の12%の給与措置を行うよう国の関係機関に意見書を提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、義務教育費国庫負担制度、学級規模についての請願趣旨は理解できるが、教育職員の人材確保がイコール給与改善とは思えない。超過勤務分に見合う給与措置といっても小学校や中学校で差があり、給料の12%が正しいのか判断しかねることから、本請願は不採択とすべきであるとの意見が出されたところでありませ

す。また、委員からは、請願趣旨にある1つ目の義務教育費国庫負担制度の堅持と負担割合を2分の1に復元することは当然で、諸外国の例を見ても、もっと充実されてしかるべきである。

2つ目の少人数学級の推進については、昨年の衆議院選挙の各党の政策マニフェストを見ても明らかで、この実現を目指していくことは大切であり、日本の教育を考える10人委員会の調査で少人数学級を求める家庭、親がふえていることが明らかである。

3つ目の人材を確保するための改善策では、教職員の給与について必要な優遇措置を講じなければならぬという法律があり、その遵守を求めていくこと。現実的にその法律がきちっと機能していないという状況をまず改善させることが第一である。

北中の職員室の電気が夜10時を過ぎても消えない。特に中学校の教職員は夜遅くまで仕事をしているが、その見返りが給料の一律4%の調整額では労働基準法違反だ。どこからどこまでが超過勤務かということについてはいろいろあるが、現状を野放しにしておける状態ではなく、早急に対応しないと教員のなり手が出てくるのかと感じる。団塊の世代が大量退職し、それを補うためにこれから教職員をかなりふやさな

ればならない状況にあり、山形県内でも昨年からは採用はふえ、これからも続く。そういう際に教職員の人材を確保するためには、法律に基づいた措置をきちんと求めていくことはまさに大切である。

以上のことから、本請願は、採択とすべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 委員長にお聞かせいただきたい部分が1点あります。

請願第3号の件で、その中の3番目の請願事項の中で、質疑の部分というのはどうもなかったように今の報告ではあるんですね。討論だけで済ませたというように、まず、その部分、そのとおりで間違いはないかどうかということが一つです。

もう一つは、教員給与は一般行政職よりも逆に13%下回っていると、こういう表現してるんですね。委員の皆さんは、これは早く配布されてますから、調査する時間は幾らでもあったと思うんですね。そういう部分に対して、どういような、本当にそうかだとか、そういう調査をしたようなことというのは委員会で質疑なされたんでしょうか。今、質疑のところはなかったんで、ないけれどもあったのか、なかったのかも含めてお聞かせください。

○町田義昭議長 大道寺 信総務・文教常任委員長。

○大道寺 信総務・文教常任委員長 お答え申し上げます。

質疑についてはなかったというわけじゃござ

いまして、ありましたけれども、先ほど報告した意見の中に、それが全部反映されてますので、質疑の方については省かせていただきました。質疑の言った内容と、先ほど申し上げた討論での意見の内容というのはダブってまいりますので、その質疑はありましたということが第1点です。

2つ目の13%下回っているということについては、請願の趣旨というか内容には書いてあるんですけども、そこがどうだかっていう調査等は、それについてのいろんな質疑はございませんでした。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第46号 市町の境界変更についてから、日程第6、議案第51号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第46号 市町の境界変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第47号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第48号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第49号 学校事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第50号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第51号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第3号 義務教育費国庫負担制度拡充、30人以下学級実現、教員賃金改善、に係る意見書提出方請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 おはようございます。

請願第3号 義務教育費国庫負担制度拡充、30人以下学級実現、教員賃金改善、に係る意見書提出方請願について、総務・文教常任委員会では不採択との結果のようですが、請願の内容に異論を挟むべき余地はなく、当然、採択すべきという立場で賛成の意見を述べたいと思います。

最初に、審査のあり方について異論があります。本案件は、私が内容を熟知した上で、紹介議員として提出をしております。請願内容に対して理解ができないなどの部分があり、委員の皆さんが判断するために参考意見が必要であれば紹介議員の出席を求められる制度になっています。

こういったこともせずに、請願者の意図するところを酌み取ることもなく不採択としたことは、極めて問題があると思います。

順次項目ごとに3項目の請願要旨について、それぞれ意見を申し上げたいと思います。

最初の1番目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元することという請願ですが、昭和15年から旧義務教育費国庫負担制度により、その後、幾度か制度の改定はあったものの、平成17年まで国庫負担割合を2分の1としてきましたが、18年から3分の1となり、16年度から総額裁量制となり、制度的には複雑にできていますが、単純化して言うと、その分、地方の負担増となったのであ

ります。自治体の財政力がそのまま教育の差になって影響を受けることがないよう、教育の機会均等が必要であり、そのためにも国庫負担割合を2分の1に復元すべきであります。

2番目、教育環境を整備するため、30人以下学級とするといった項目については、昨年の衆議院選挙公約において、当時の政権政党とである自民党は、教員が子供と向き合う環境をつくるため、4年以内に少人数学級を実現をする。そして、そのパートナーの公明党は、少人数学級やチームティーチングの導入など、学校の実情に合った学級編制ができるようにする。また、現在、政権を担っている民主党は、経済協力開発機構（OECD）加盟先進国平均水準並みの教員配置、教員1人当たり生徒16.2人を目指し、少人数学級を推進する。そして、そのパートナーだった社民党は、学級生徒数は20人を目指し、当面は30人以下学級の早期完全達成を図るなどのニュアンスが違っていても、政治的な環境が整いつつあると言えます。さらに、山形県においては、高橋知事のときに「さんさんプラン」など、全国に先駆けて実施され、その後、徐々に全国に広がりました。

このように考えますと、学校教育は自治体が先駆けとなり、文部科学省が後追いをするという感じが否めません。早期実現のために、この請願項目は妥当と考えます。

3番目、教職員の人材確保のための給与改善を行うこと。当面、定数改善や超勤縮減策を行ったとしても、残る超勤分に見合う給与措置（警察官の時間外勤務手当に相当する財源措置、給料の12%）を行うことといった請願項目です。超勤分に見合う措置という表現になっているのは、学校の教職員には法律上、いわゆる残業手当は払われていません。これは昭和46年に施行された法律で、国立及び公立の義務教育諸学校の教育職員の給与に関する特別措置法、給特法というのがあります。そこで時間外・休日労働

の超過勤務手当をなくしたわけです。

この法律では、おおむね次のようなことが定められております。

1、超過勤務手当制度は、教職員にはなじまない。労基法の例外的運用として、三六協定を結ばず、限定された部分的超勤をさせることができるかわりに、一律4%の調整額を支給する。2、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、文部大臣が人事院と協議して定める場合に限るものとする。教職員の健康と福祉を害することのないよう、勤務の実情について十分な配慮がなされなければならないとしています。

一見、4%と引きかえに超過勤務が命じられそうですが、同時に出された文部省の訓令があります。その中には次のように書かれております。

1、教育職員には、正規の勤務時間の割り振りを正当に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。2、教育職員に対し、時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするということで、その要件については、1、生徒の実習に関する業務、2、学校行事に関する業務、3、学生の教育実習の指導に関する業務、4、教職員会議に関する業務、5、非常災害等やむを得ない場合に必要業務。3番目を除く4つがよく言われている限定4項目であります。3番目は大学の実習をイメージしております。以上のことのようにしております。

つまり、時間外勤務は命じないのが原則ですから、4%もらっているのだから残業は当然というのは間違っております。しかし、通常の学校における教育活動は、そもそも年度当初の担当学年、担当教科、部活動の顧問などが職員会で校長によって明示され、決定したとき教育活動が職務として包括的に命じられていると認識すべきなのであります。

+

つまり、例えば小学校3年2組の担任を命じられれば、その後、3年生の算数の練習プリントをつくりなさい、3年生の給食の指導をしなさい、通知表をつくりなさいなどと校長からその都度命じられるわけではありません。つまり、学校現場では、こうした包括的な職務命令がほとんどであり、教員を信頼した黙示の命令しかないといつてもよいともなわれております。

昨今の教育現場は、とにかく忙しいようです。特に中学校などは不夜城の状態であります。授業が終わり、部活動の顧問をしていけば暗くなり生徒が帰るまでそちらの仕事につき、その後、教科や担任の仕事があり、休日は部活動の遠征などで長い時間を使い、そこで事故などがあれば責任を問われる。不登校ぎみの生徒がいた場合、対応に十分な時間を使わざるを得ないなどを考えたとき、幾ら時間があっても足りないと言われております。にもかかわらず、超過勤務時間に見合う分の換算として4%では一般行政職と比較しても余りにも低過ぎると言わなければなりません。

具体的に例を挙げ数字を入れてみますと、わかりやすく月額32万円の給与の場合、4%は1万2,800円となります。単純にその給与の人の月労働時間160時間で割り振りしますと、1時間当たり2,000円です。いわゆる超過勤務割増率25%を加えますと2,500円であります。さきの4%というのは、5.12時間となります。

学校現場の実態と真っ正面から向き合い考えるなら、請願している各項目はどこにも無理がなく、採択されるべきと考えます。

以上を申し上げ、請願第3号 義務教育費国庫負担制度拡充、30人以下学級実現、教員賃金改善、に係る意見書提出方請願について、賛成の討論といたします。

- 町田義昭議長 通告による討論が終わりました。これより採決をいたします。請願第3号について、総務・文教委員長の報

告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

- 町田義昭議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

- 町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

- 蒲生光男厚生常任委員長 平成22年第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月17日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第52号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、「母子家庭等医療」を「ひとり親家庭等医療」と改めるもので、父子または母子及び配偶者のいないひとり親等で18歳以下の児童を扶養しており、かつ前年の所得について所得税の課せられていない者が該当する。該当者の医療費については、入院時の食事代以外は自己負担が発生しない。ただし、コルセット等の治療用装具を購入した場合